

国保ニュース

2020年
第244号

目次

請求書等の受付日について	1
投葉の取扱いについて	2
オンラインによる返戻再請求のご案内	3
診療（調剤）報酬明細書等の返戻の状況について	4
返戻件数調査表	5
審査支払状況（令和2年6月・7月審査分）	6

請求書等の受付日について

- ・診療（調剤）報酬請求書等の提出につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵便若しくは、宅配便により10日必着で送付くださいますようお願いいたします。
- ・オンライン請求実施機関においてはオンラインによる返戻再請求への御協力をお願いします。
- ・各月10日が受付締切日となります。
- ・受付窓口業務は、1日から10日（土・日・祝日を除く）の午前9時から午後5時まで行っています。ただし、受付締切日の10日については、土・日・祝日であっても受付窓口業務を行っています。
- ・窓口では、受理を確認するための受領書を発行しますので、必ずお受け取りください。

※ 請求方法については、本会ホームページの「国民健康保険診療（調剤）報酬請求事務の手引」をご参照ください。

令和2年

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	⑩

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	⑩				

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	⑩		

※ 土・日・祝日は閉館日ですが、10月10日（土）については、午前9時から午後5時まで、受付窓口業務を行っています。

受付に関する問合せ
オンライン請求に関する問合せ

管理課管理係
管理課審査システム係

電話 043(254)7183
電話 043(254)7310

投薬の取扱いについて

薬剤の投与量については、特に定めるものを除き、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないとされているところです。

1回の処方について、長期の投薬がなされる事例が散見されますので、厚生労働省の留意事項通知等をご参照のうえ、処方していただきますようお願いいたします。

○保険医療機関及び保険医療養担当規則

（令和2年3月5日 厚生労働省令第24号）

第20条

二 投薬

- へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等

（令和2年6月18日 厚生労働省告示第240号）

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- （一）療担規則第20条第二号へ及びト ～ 略 ～ 厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が14日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第一号に規定する麻薬（（二）に掲げるものを除く。）

ロ 麻薬及び向精神薬取締法第2条第六号に規定する向精神薬（（二）及び（三）に掲げるものを除く。）

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して1年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指示する期間）を経過していないもの

（～ 以下略 ～）

○屯服薬の範囲

（昭和24年10月26日 保険発310号）

屯服薬は1日2回程度を限度として臨時的に投与するものをいい、1日2回以上にわたり時間的、量的に一定の方針ある場合は内服薬とする。

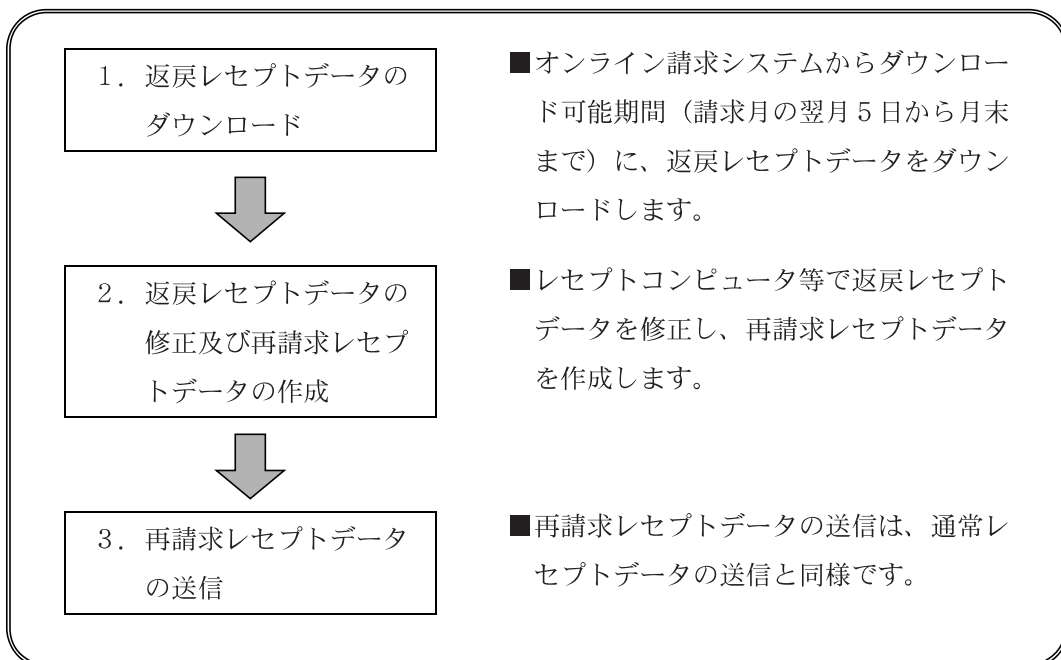
オンラインによる返戻再請求のご案内

オンラインによる診療報酬の請求を実施している保険医療機関及び保険薬局では、返戻の再請求についてもオンラインによる送信が可能ですので、ご利用ください。

なお、ご不明な点がある場合は、下記の問合せ先にご連絡ください。

○利用方法及び留意事項

【利用方法】



【留意事項】

- ・ダウンロード可能期間は、請求月の翌月5日から月末までです。
- ・返戻レセプトデータのダウンロードは、前月請求分のみとなります。
- ・ご使用のレセプトコンピュータに、ダウンロードした返戻レセプトデータを修正する機能が搭載されているかご確認ください。
- ・オンラインにより再請求を行う場合は、紙レセプトによる再請求の必要はありません。重複請求にご注意ください。

【この件に関する問合せ】

千葉県国民健康保険団体連合会
管理課 審査システム係
電 話 043 (254) 7310

診療(調剤)報酬明細書等の返戻の状況について

令和2年6月審査分の診療(調剤)報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の受付件数は、3,093,420件、このうち返戻となった件数は、6,796件でした。

返戻の主な内容は、下記のとおりでしたので、今後の請求の際に参考にしてください。

1 審査委員会からの返戻について

審査委員会からの返戻明細書は、1,113件で総返戻件数の16.38%です。

主な内容は、傷病名に対して、投薬、注射、処置、検査等の適応、詳記に関する照会です。

2 事務上の返戻について

事務上の返戻理由では、

- ・厚生労働省の通知等で示されている必要事項の摘要欄への記載漏れ
(例) 薬剤管理指導料1…算定日及び薬剤名を記載すること。
- ・調剤薬局における自家製剤加算の算定誤り
- ・ " 処方箋発行日と処方日の不一致
- ・一部負担金額の記載誤り
- ・保険者番号、被保険者証の記号番号の誤り

等が挙げられます。ご確認のうえ請求くださいますようご協力お願いします。

保険者又は後期高齢者医療広域連合において被保険者の資格を確認し、過誤として本会に提出された総件数は13,271件に達しております。

それぞれの過誤件数・過誤理由別順位は、以下のとおりです。(指導・監査分以外)

国保

過誤件数：9,667件

- 1位 社保該当
- 2位 給付割合誤り
- 3位 記号・番号・生年・性別不一致
- 4位 資格喪失後受診
- 5位 医療機関等取下げ依頼

後期高齢者

過誤件数：3,604件

- 1位 負担割合相違
- 2位 医療機関等取下げ依頼
- 3位 保険者振替
- 4位 転出喪失分
- 5位 重複請求

保険医療機関等におかれましては、被保険者証を十分ご確認のうえ、診療(調剤)報酬明細書等の請求を行ってくださるようお願いいたします。

返 戻 件 数 調 査 表

令和2年6月審査（医科・歯科・調剤・訪問）

返 戻 理 由	返 戻 占有率	合 計			国 保		退職 本人		退職 扶養		後期高齢者	
		入院	入院外	計	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外
指導料、在宅料の再調	18.98%	116	1,174	1,290	36	579					80	595
審査委員会からの返戻	16.38%	114	999	1,113	52	523					62	476
処置料、手術料、検査料の再調	11.17%	200	559	759	50	225					150	334
医療機関等からの返戻の申し出	11.17%	237	522	759	113	331					124	191
投薬料、注射料の再調	9.58%	32	619	651	12	364					20	255
保険者番号、被保険者証の記号、 番号、公費負担医療の負担者番号、 受給者番号の不一致又は不備	4.41%	2	298	300	1	232					1	66
特記事項の記載について	4.09%	4	274	278	1	142					3	132
初診料、再診料の再調	3.88%	8	256	264	3	114					5	142
重複請求	2.72%	8	177	185	6	130					2	47
入院料、食事療養の再調	1.57%	106	1	107	41						65	1
生年月日と（前期高齢者・未就 学者・一般・後期高齢者）の不一致	1.29%	1	87	88		73		4			1	10
一部負担金の再調	1.16%	10	69	79	2	45					8	24
給付割合の再調	1.00%	2	66	68	2	62						4
食事標準負担額の再調	0.29%	20		20	11						9	
廃止コードを使用	0.09%		6	6		2						4
その他	12.22%	201	628	829	75	396		3			126	229
合 計	100.00%	1,061	5,735	6,796	405	3,218		7			656	2,510

令和 2 年 6 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)
医 科	入 院	20,821件	351,831日	1,252,419,798点	60,151.76点	1件	31日	50,750点	50,750.00点
	入院外	728,106	1,057,723	1,196,507.663	1,643.32	37	47	46,444	1,255.24
歯 科	入 院	57	480	2,836.815	49,768.68	0	0	0	0.00
	入院外	170,106	299,145	218,952,319	1,287.15	9	17	20,118	2,235.33
調 剤		516,649	591,588枚	652,825,569	1,263.58	18	19枚	35,102	1,950.11
訪 問 看 護		3,375	23,065日	255,846,310円	75,806.31円	0	0日	0円	0.00円
支払総件数・総額		1,439,114件		24,840,328,087円		65件		998,134円	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)
医 科	入 院	38,232件	686,459日	2,357,721,475点	61,668.80点
	入院外	847,469	1,323,395	1,430,140,136	1,687.54
歯 科	入 院	46	415	1,709,124	37,154.87
	入院外	133,102	238,206	179,629,796	1,349.56
調 剤		631,971	765,321枚	900,213,566	1,424.45
訪 問 看 護		3,390	28,217日	324,922,370円	95,847.31円
支払総件数・総額		1,654,210件		43,699,121,892円	

令和 2 年 7 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)
医 科	入 院	23,829件	360,940日	1,398,126,546点	58,673.32点	1件	30日	49,265点	49,265.00点
	入院外	847,203	1,277,647	1,391,668,832	1,642.66	21	39	34,261	1,631.48
歯 科	入 院	90	600	3,713,849	41,264.99	0	0	0	0.00
	入院外	222,973	403,081	297,647,013	1,334.90	11	24	19,487	1,771.55
調 剤		586,969	682,447枚	720,347,568	1,227.23	9	11枚	10,250	1,138.89
訪 問 看 護		3,546	25,688日	282,997,702円	79,807.59円	0	0日	0円	0.00円
支払総件数・総額		1,684,610件		28,428,145,254円		42件		743,868円	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数 (決定金額)	1件当たり平均点数 (平均金額)
医 科	入 院	42,951件	693,717日	2,549,471,654点	59,357.68点
	入院外	954,409	1,557,694	1,651,850,835	1,730.76
歯 科	入 院	90	675	3,111,748	34,574.98
	入院外	171,344	320,869	242,347,879	1,414.39
調 剤		698,553	859,710枚	983,032,827	1,407.24
訪 問 看 護		3,555	30,643日	349,314,420円	98,260.03円
支払総件数・総額		1,870,902件		48,536,977,345円	

◎ お 詫 び ◎

国保ニュース243号(令和2年7月15日発行)において、千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表(資料)に誤りがありましたので訂正のうえ、お詫び申し上げます。

保険者名	被保険者証の番号	
市川市	誤	正
	8桁	7桁～8桁

編集・発行人

発 行 令和2年9月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険
 団 体 連 合 会
 電 話 (043) 254-7174
 発行責任者 岡 崎 修
 編集責任者 笹 川 恵美子
 印刷所 ㈱ さくら印刷